

2022 年度 日本障害者カヌー協会「競技関係スタッフ」募集要項

【1. 目的】

パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会で、活躍が期待できる競技者を有する本会の日本代表チームの強化活動および、中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全体に参加する以下のスタッフ（医療従事者、映像分析サポート関係、スポーツ心理・栄養サポート関係）を募集し、選手の育成・強化を効果的に推進する。

競技関係スタッフとして、パラカヌーの発展と競技力向上に成果を上げた者の中から強化スタッフとして日本代表チームの中心的スタッフを別途内規に基づき選出することとする。

【2. 役職】

全ての役職において、以下に要件を定める。

（1）医療従事者（ドクター・スポーツファーマシスト・看護師）

メダルの獲得に向け策定する中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動および選手育成活動に専門知識を活用していただき、自己研鑽および本会の強化体制の資質向上に努める者。

障がい者スポーツ医の資格またはスポーツファーマシスト・看護師・准看護師の資格を所持する者。、または障がい者スポーツ医資格取得を目指す者、スポーツファーマシスト取得を目指す薬剤師

（2）スポーツ心理・栄養サポート人材

メダルの獲得に向け策定する中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動および選手育成活動に専門知識を活用していただき、自己研鑽および本会の強化体制の資質向上に努める者。

スポーツ心理関係、スポーツ栄養士の資格を所持する者、または、当該サポートの専門資格を有する者でスポーツ心理関係・スポーツ栄養士の資格取得を目指す者

（3）映像撮影・分析サポート人材

メダルの獲得に向け策定する中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動および選手育成活動に専門知識を活用していただき、自己研鑽および本会の強化体制の資質向上に努める者。

競技力向上に資する撮影技術および分析技術を有している者、または科学的な方法に基づき競技力向上支援ができる者。

（4）トレーナー部会部員

メダルの獲得に向け策定する中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動および選手育成活動に専門知識を活用していただき、自己研鑽および本会の強化体制の資質向上に努める者。

理学療法士・柔道整復師・鍼灸師などの資格を有する者、障がい者スポーツトレーナー、アスレチックトレーナー資格取得等を目指す者

【3. 任務】

第1項の目的を達成するため、競技関係スタッフは、国際競技力向上施策及および本会の策定した年間事業計画ならびに個人別年度到達目標(定量的・定性的)に基づき、年間を通して活動するものとする。なお、主な活動内容については、別に定める内規に基づくこととする。

【4. 候補者応募】

競技関係スタッフとして応募する者は、応募様式1, 2を期限までに様式1, 2のデータをメールで提出しなければならない。また、経歴書に記載する資格を証明する資格証も併せて提出すること。(PDFコピー可)

応募期間：2022年1月15日～2022年2月24日17時まで ※郵送の場合は24日必着

【5. 審査・承認】

応募者の中から、別に定める内規に基づき、「競技関係スタッフ選考委員会」により、資格等について審査され、理事会にて承認される。

採用人数については、競技活動を円滑に行える範囲として、募集人数および当該登録選手数によって理事会で決定する。

審査・承認日：2022年3月中旬(予定)

【6. 委嘱】

上記「5. 審査・承認」により承認された者への委嘱は、本会会長名により行う。

【7. 任期】

原則として2022年4月1日から2023年3月31日までの1年間とする。

【8. 活動計画と活動報告】

競技関係スタッフは、別に定める内規に基づき、年間活動計画書および年度到達目標(定量的・定性的)を共有し、参加した事業においては活動報告書・精算書など所定様式を事務局に提出するものとする。

【9. 活動謝金】

活動謝金は、別に定める内規に基づき、競技関係スタッフの活動および当該年度の予算配分の上、決定するものとする。

【10. 辞任・解嘱】

(ア) 競技関係スタッフが任期途中で辞任を希望する場合は、書面にて本会会長へ辞任を申し出るものとする。事務局は、必要に応じて解嘱の理由を当該競技関係スタッフから聴取することができるもの

とする。

- (イ) 競技関係スタッフの辞任・解嘱は理事会の承認を持って決定し、本会会長名により解嘱することとする。

【11. その他】

(1) 競技関係スタッフは、JPC が主催する国際競技力向上に関する会議や、資質向上等を目的とした研修会等に出席することが出来る。

(2) 競技関係スタッフに対する補償のため、本会は活動内容に応じた傷害保険に加入するものとする。

(3) 競技関係スタッフは委嘱期間中、本会への各種寄付（配偶者等を通じた寄付を含む）を行ってはならない。

(4) 前項による寄付には、金銭以外の物品も含むものとする。

(5) その他、この要項（別に定める内規を含む）に該当しない事態が生じた場合は、理事会において協議し、適切な処置をとるものとする。